

就労ビザ申請方法について

現在就労ビザ申請方法は以下の3通りあります。

①日本で就労許可と滞在許可の両方の申請を同時に行っていただく。

“Single Application Procedure”という方法です。

この場合の所要日数は、申請から取得まで3ヶ月以内とされております。（ただし3ヶ月かかるということではありません）

②ハンガリーで①の申請を書類の提出のみで行い、許可が下りた時点で駐日ハンガリー大使館でビザの発行を行う。この場合はハンガリーでの申請から取得に一ヶ月程度、日本ではその場でビザの発給をいたします。ビザの発給には予約が必要です。詳細については現地移民局にお尋ねください。

③ビザ無しで渡航し、現地で滞在許可証を申請・取得する

この場合は現地移民局で直接申請をすることになります。詳細については現地移民局にお尋ね下さい。

日本で申請する場合の必要書類について

- [申請用紙](#)
- パスポート（原本提出。ビザ発給後お返しします）
必ず原本提出。有効期間は滞在希望期間に半年を加えた期間が必要。もしそれよりも短い場合は、申請は可能ですが滞在許可が下りる期間が短くなるため、現地での更新が必要です。また空欄のページが最低2項必要です。
- 証明写真 2枚
パスポートサイズ 3.5 cm x 4.5 cm、カラー、6か月以内に撮影されたもの
- 滞在目的（就労）を証明する書類（提出用コピー1部）
雇用契約書など。ハンガリー語のものが必要。
- 健康保険を証明する書類（提出用コピー1部）
会社からの宣誓文や海外旅行保険証など
- ハンガリーでの居住先を証明する書類（下記のいずれかの提出用コピー1部）
会社からの宣誓文（具体的な滞在先の住所が必要）
ホテルの予約証明
賃貸契約書とその登記簿
- ハンガリー滞在中の財政を証明する書類（提出用コピー1部）
給与の証明の他に、当面の生活費としての御本人の英文銀行残高証明書
- 最終学歴の卒業証明書とその公式ハンガリー語訳
卒業証明書の公式ハンガリー語訳は大使館でもお引き受けいたしますが、その場合申請時迄にご用意するため、まず先にPDFなどで卒業証明書などをお送りいただく必要がございます。また翻訳者の都合によりお時間がかかったりお引き受け出来ない場合もありますので、必ず事前に大使館にお尋ね下さい

い。申請時に原本をお持ちいただき、実際にはその原本に翻訳を添付することになります。1項につき翻訳手数料は5553円です。

- 在留カードのコピー
外国籍の場合は在留カードが必要です。また外国籍の方の場合はビザ代7,403円が必要です。お釣りの無いように代金をご用意ください。
- 返信用レターパックプラスの封筒
郵送での受領を希望の場合はご持参下さい。封筒にはあらかじめ送付先のご住所の記入をお願いいたします。

申請受付方法について

申請受付は予約制です。事前にお電話 (03-5730-7442)またはメール consulate.tio@mfa.gov.hu で予約をして下さい。郵送による申請は出来ません。

申請受付時間 : 火曜日と木曜日の午前9時半から午後4時半まで

★ただし日本とハンガリーの祝祭日は除きます

申請受付はご出発予定日の3か月前から2か月前までです。もしご出発予定日まで2か月未満の場合、日本国籍の方はハンガリーで直接滞在許可証の申請を行って下さい。日本国籍以外の方は領事部にご相談下さい。

またハンガリーで直接申請をする場合は、航空券の予約が片道であったり復路の予約が3か月より先の航空券をお持ちの場合、搭乗出来ない航空会社や入国出来ない国があります。ご利用になる航空会社や経由する国の大使館などにその可否の確認を忘れずに行ってください。

なお毎年6月から8月はビザ申請者が大変多く、ご希望の日時に予約をお取りすることが出来ない場合も多くあります。手続きや申請受付の予約は出来るだけ早目に始めて下さい。

その他のご注意

- 申請用紙以外の書類は提出用コピーを取り、申請用紙原本にセットして提出して下さい。提出された書類の返却はいたしません。もし原本がある場合は、原本との照合をしますので原本も合わせて提出して下さい。ただしその場合原本はその場でお返しいたします。
- もし申請期間中パスポートが必要になる場合は一旦返却が可能です。その場合は事前にお知らせ下さい。ただしその場合はビザ発給にパスポートが必要となりますので再度提出していただく必要があります。
- 審査の段階において、状況によっては他の必要書類が発生し、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- 日本で発給されるビザは、ハンガリー入国後30日以内に現地の移民局で滞在許可証に切り替えをする必要があります。したがって、入国後のビザ有効期間は30日間ですのでご注意ください。また滞在許可証の更新を希望する場合は、現地の移民局にて直接手続きを取ることができます。その場合の必要書類などは、現地の移民局にお尋ね下さい。